

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年10月28日開催 全国信用金庫協会]

1. 金融行政方針について

- 地域金融機関については、優秀な人材、地域からの信頼、地域におけるネットワーク等を有し、ポストコロナの地域経済の成長を支えていただくべく、2022事務年度の主な方針を「金融行政方針」に明記したところ。
- 特に、協同組織金融機関については、会員・組合員を通じて地域により深く根差しているという特性を活かして、中小・零細事業者の多様なニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献し、自らも持続可能な経営を確立していただきたい、という協同組織金融機関への期待を込めて記載したもの。
- 具体的には、「実績と作業計画」において、
 - ・ コロナの影響の長期化にくわえ、デジタル化や気候変動への対応など、多様化する事業者のニーズに応じた支援の状況を確認。こうした支援の一助となるよう、関係省庁等と連携した事業者支援に関する施策の周知、浸透や、先進的な事例の横展開
 - ・ 金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けたガバナンスの発揮に係る経営陣等との対話。人的投資や人材育成の取組みを促進するための対話
 - ・ 経済や市場環境が変動する中、適切なリスク管理が行われているかについて、信用・市場リスクの見通し等を踏まえたモニタリングを実施。また、早期警戒制度の枠組み等に基づき、早め早めの取組みを促進
 - ・ 新規業務に係る許認可等に関し、金融庁及び財務局・財務事務所の連携強化による監督業務の効率化により、協同組織金融機関の自主的な取組みを後押し
 - ・ 中央機関については、経営・業務サポートの役割発揮にくわえ、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、協同組織金融機関によ

る地域課題の解決に資する取組みへの支援を促進

- ・ コロナの影響を受けた事業者を支援するための枠組みである金融機能強化法のコロナ特例について、協同組織金融機関から申請がなされた場合には、法令の趣旨を踏まえ適切に対応

することを主な方針として記載している。

- 信用金庫におかれては、引き続き、地域の活性化や会員へのさらなる支援に積極的に取り組んでいただきたい。

2. 中小企業活性化パッケージNEXTの公表について

- 新型コロナウイルス感染症等に係る資金繰り等の事業者支援について、足元、コロナの長期化や物価高等で、依然として資金繰りに苦しんでいる事業者がいる一方、ポストコロナを見据えた前向きな取組への資金需要が増加するなど、必要となる支援にも徐々に変化がみられている。
- こうした中で、経済産業省・金融庁・財務省においては、事業再構築などの前向きな取組に対する資金需要に応えるとともに、ポストコロナへの段階的移行を図りつつ、資金繰り等の事業者支援の継続・拡充を図るため、2022年3月に策定・公表した「中小企業活性化パッケージ」の取組を更に加速させた「中小企業活性化パッケージNEXT」を9月8日に新たに策定・公表した。
- 同パッケージNEXTでは、
 - ・ 日本公庫等のゼロゼロ融資が9月末に終了する一方で、伴走支援型特別保証の拡充や、借換保証など中小企業の返済負担軽減策の検討を行うなど、資金繰り支援の拡充を図りつつ、
 - ・ 金融機関との連携によるREVIC等のファンドの活用促進や、経営者の破産回避に向けた取組の促進など、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援をさらに加速するための追加措置、

などを盛り込んでいる。なお、同パッケージNEXTの公表を受け、9月9日、改めて要請文を発出したところであるが、金融機関におかれては、引き続き、

同パッケージ施策も活用した事業者支援の徹底をお願いしたい。

- なお、最近、一部の事業者からは、金融機関の融資姿勢について、「営業黒字でないと追加融資を受けられない」「売上が回復していない中でもコロナ特例リスケの期限到来とともに返済を求められる」「人事異動で支店の担当者が交代してしまい引継ぎがちゃんとなされていない」といった声も寄せられている。
- 各金融機関におかれては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等の事象のみで機械的・硬直的に判断せず、官民金融機関等が密に連携し、事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を行うよう、先般の要請事項とともに、営業現場の第一線の職員まで改めて周知・徹底していただきたい。

3. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立について

- 「中小企業活性化パッケージNEXT」においては、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を2022年内に取りまとめることについても盛り込んでいる。
- 先般公表した金融行政方針にも、経営者保証について、金融庁として、あらゆる方策を講じていく旨盛り込んでいるところであり、今後、各金融機関の意見も伺いながら、具体的な方策を検討していきたい。

4. 有価証券運用に係る態勢強化について

- 足元、金融市場では、金利や株価を始め、不安定な動きが続いている。こうした中、多くの金融機関において、保有する有価証券の評価損の拡大が見られている。
- 経営陣には、自金庫の有価証券運用について、金利や株価を始めとする金融市場の変動を踏まえて、
 - ・ 経営陣の主体的な関与のもとで、中長期的な収益やポートフォリオのあ

るべき姿を踏まえた運用方針の検討や管理態勢の整備が行われているか、

- ・ 経営体力や管理態勢に見合ったリスクテイクとなっているか、
- ・ 急激な金利上昇等を想定した場合に、迅速に意思決定・対応を行える態勢となっているか、

などを改めて確認いただき、課題が見受けられる場合には、速やかに態勢の強化を図っていただきたい。

5. リテールビジネスのあり方について

- 金融機関においては、顧客のニーズやライフプランに合った適切な金融商品・サービスの提供をはじめとして、顧客本位の業務運営に取り組むことが極めて重要と考えている。
- リスク性金融商品の販売にあたっては、顧客本位の業務運営の論点について経営陣でしっかり議論していただき、それを営業現場まで十分に浸透させるよう、取り組んでいただきたい。

6. マイナンバーカードの普及と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及と利活用の促進について、協力いただき感謝申し上げます。
政府では2022年度末までにマイナンバーカードが「ほぼ全国民に行き渡る」ことを目標に掲げ、普及と利活用の促進を強力に推進している。
- 2022年10月公表のデジタル庁の調査（第5回調査）によれば、業種別のマイナンバーカード取得率は、全業種で64.3%であるところ、協同組織金融業は60.9%との結果であり、今後更なる取組が必要不可欠である。
金融庁としても、政府目標の達成に向け、各金融機関における取得率や取組状況をより詳細に確認していくことを考えている。

(参考)第5回(2022年8月26日～9月2日)調査における金融関連の業種の取得率

全体の取得率:64.3%

補助的金融業等:73.8%(7位)

金融商品取引業・商品先物取引業:68.3%(16位)

保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む):67.3%(20位)

銀行業:67.3%(21位)

貸金業、クレジットカード等非預金信用機関:62.4%(64位)

協同組織金融業:60.9%(73位)

○ マイナンバーカードの普及促進に向け、

- ・ 市区町村の実施する出張申請サービスの利用
- ・ 申請のとりまとめなど、取得についての組織的なサポート
- ・ 取得のメリットの社内周知や、入社時における取得に係る周知

などの取組を実施している金融機関もあり、こうした取組事例を参考にしつつ、更なる取組に尽力いただきたい。

7. REVICareer(レビキャリア)について

<個人登録の開始について>

- 2022年8月26日より、REVICareerにおいて、大企業社員の個人登録を開始した。
- REVICareerの人材登録については、金融業界以外にもさまざまな業種の大企業人事部署に働きかけを行ってきたところ、一部の大企業から「登録したいと考える社員がいても人事部経由では手があがらない」といった声があがっており、社員個人による登録が可能となるようシステム改修を行ったもの。
- 個人登録開始により、REVICareerの充実が進むものと期待している。

<給付金の給付要件等の緩和について>

- また、10月4日、REVICareerの給付金の給付要件等を緩和した。
- 具体的には、金融機関からの要望も踏まえ、
 - ・ 転籍者の年収要件の下限を、年収600万円から500万円に引き下げ
 - ・ 転籍者の雇用契約等の期間を、最低2年以上から1年以上に短縮したほか、実績報告手続の簡素化などを行った。
- これにより、給付金支給の対象となる人材仲介案件の裾野が拡がり、REVICareerが一層利用しやすくなったと期待しており、各金融機関におかれては、地域企業より寄せられた経営人材ニーズに応じていくにあたり、引き続き、REVICarrerの活用も検討いただきたい。

8. 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

- 2022年6月28日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催。意見交換会では、各障がい者団体から、「代筆・代読に関して内規に沿った形で対応するよう、研修会等を通じて行員に周知徹底してほしい」「キャッシュカード紛失時等に電話リレーサービスによる本人確認を確実に受けられるようにしてほしい」「障がい者の意見に配慮したシステム開発をしてほしい」といった意見・要望が出された。
- 8月10日、意見交換会の議事概要を金融庁ウェブサイトに公表しているので、参考にさせていただき、一層、障がい者等に配慮した取組みを進めていただきたい。
- また、障がい者等に配慮した取組状況について、2022年3月末時点でのアンケート調査を取りまとめており、完了次第、結果を還元する予定。

9. 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況に関するアンケート調査 結果の公表について

- 「後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の各金融機関への導入状況」について、2022年3月末を基準日としてアンケート調査を実施し、その結果を9月9日に公表。
- アンケート調査の結果、全預金取扱金融機関の個人預貯金残高ベースの割合で約69%が導入済となっており、引き続き、導入に向けた取組みが進んでいると認識している。
- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とする観点から、導入に向けた前向きな検討を進めていただくとともに、導入済の金融機関においても、高齢者等のニーズに適切に対応した金融サービスの提供に向けた取組みを継続していただきたい。

10. 人材仲介に関する金融庁特設ページ・相談窓口（人財コンシェルジュ） の開設について

- 2022年8月26日、金融庁ウェブサイト内に人材仲介に関する特設ページを設置し、地域金融機関から人材仲介に関する相談・照会等を受け付ける「人財コンシェルジュ窓口」を開設した。
- 特設ページでは、人材仲介業務に関する資料等を掲載しており、今後、人材仲介業務の導入や強化を検討されている金融機関におかれては、確認いただきたい。

11. 金融機関におけるカーボン・クレジット取引等の取扱いについて

- 気候変動対策への世界的な要請の高まりに伴い、カーボンニュートラルの実現に向けて、民間主導によるボランタリークレジットを中心にカーボン・クレジット取引が国際的に活発化している。例えば、世界におけるカーボン・クレジットの発行量は足元10年間で約10倍に増加している。

- 国内においても、東京証券取引所が、経済産業省の委託を受け、9月22日からカーボン・クレジット市場に係る実証事業を行っている。今回の実証事業では、2種類のカーボン・クレジットについて売買の実証が行われるものと承知している。
- 金融機関がカーボン・クレジットを取り扱う場合には、業務範囲規制との関係で、取り扱おうとするカーボン・クレジットが「(算定割当量に)類似するもの」に該当するか整理が必要となる。この点、「Jクレジット」、「JCMクレジット」及び法令(外国の法令、米国州法を含む。)に基づくクレジットについては、「(算定割当量に)類似するもの」に該当すると考える。
- また、ボランタリークレジットを含むその他のカーボン・クレジットについては、金融機関自らが、「(算定割当量に)類似するもの」に該当するか否かを的確に判断できるよう、金融庁としても環境整備を行い、カーボンニュートラルの実現に向けて積極的に貢献してまいりたい。

12. リースにより太陽光発電設備を設置している住宅等の取得に係る住宅ローンの与信審査について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては再生可能エネルギーの更なる導入促進が必要であり、政府では、2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すなど、住宅・建築物にも太陽光発電設備の設置を拡大すべく、各種の施策を講じている。また、住宅等への太陽光発電設備の導入は自家消費等により電力需給の改善や災害時のレジリエンス強化にも繋がりを有するものである。
- 太陽光発電設備の導入に関する費用については、昨今、住宅ローン等により自己負担するケースに加え、初期費用を軽減できるリース等を活用するケースも増えてきていると承知。
- このような状況を踏まえ、リースにより太陽光発電設備を設置している住宅等の取得に係る住宅ローンの与信審査に関しては、金融庁として一律の対応を求めるものではないが、例えば、自家消費による電気代削減や売電収入

等の側面についても考慮することなど、各金融機関それぞれにおいて検討いただければ幸い。

13. 業態横断的なモニタリング方針等について

- 2022年8月31日、2022事務年度の金融行政方針を公表した。その中で、2022事務年度の業態横断的なモニタリング方針（例えば、信用・市場・流動性リスク管理、顧客本位の業務運営、マネロン対策等、サイバーセキュリティ対策、システムリスク管理等のモニタリング方針）や業種別モニタリング方針について記載している。是非、金融行政方針を確認いただきたい。
- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に配慮するので、協力いただきたい。

14. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 2022年9月9日、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」）の採択等を行う金融事業者のリストを更新し、金融庁のウェブサイトで公表した。
- 当リストは、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムの実現を目指す観点から、原則を採択の上、原則との対応関係を明らかにした取組方針を策定し、それに基づいた取組状況を公表した金融事業者の報告を取りまとめ、公表したものである。
- 一方で、金融事業者からの報告や公表内容を確認したところ、原則の文言を形式的になぞるだけで「自らの取組方針とそれに対応した取組状況が十分に示されていない事例」や「取組状況を踏まえた取組方針の見直しが行われていない事例」が認められるなど、顧客本位の業務運営の重要性や「見える化」の趣旨が十分に理解されていないことが窺われた。
- 実際、7～8月に、地域銀行との間で意見交換を行ったところ、

- ・ 多くの先において、中期経営計画のリテールビジネス戦略と取組方針等とが整合的でない、
- ・ 7割の先において、顧客の意見を補完し得る社外取締役を交えた議論が行われていない、
- ・ 取組方針の内容が十分でないにも関わらず、原則と対応させるのみで十分な見直しを行っていない先も依然として少なくない、

といった状況にあり、こうした状況は他業態も同様と考えている。

○ 金融事業者が顧客本位の業務運営の「見える化」に取り組むことは、

- ・ 自らの取組みの差別化を示すことができるなど、顧客を含む様々なステークホルダーに対するPRになる、
- ・ 経営陣が営業職員の顧客に向き合う姿勢を検証できる、
- ・ 営業職員が日頃の営業姿勢を見直す良い契機にもなる、

と考えられるため、各社におかれては、その趣旨を理解の上、経営陣の十分な関与の下で、しっかりと対応いただきたい。

15. 安定的な資産形成を目指す顧客に相応しくない商品の販売について

- 『金融行政方針』にも記載したが、一般の利用者から、安定的な資産形成を目指す顧客にはふさわしくない商品を金融機関が提案・販売しているといった相談が金融庁に寄せられている。
- 各金融機関から提出のあったデータからも実質手数料が不透明であったり、顧客による適切な投資判断が困難な商品が相当程度販売されていることを確認している。
- こうしたことは、多くの金融機関において、自らの取組方針の中で、「顧客に最善の商品の提案」や「手数料の透明化」を掲げていることと矛盾している可能性がある。こうした取組方針の記述が、実際の商品の販売や手数料の開示状況と整合的なのか、金融機関において自発的に確認しているかを重点

的に検証する。

- また、販売手数料収益の月次動向をみると、四半期末ごとに大きく伸びる傾向が依然として見られている。こうした収益の数字作りと考えられる傾向は、取組方針と整合的なのか、営業現場の業績評価体系は適切なのかについても重点的に検証する。
- なお、リスク性商品を幅広く取り扱っている先については、商品間の相対的な評価が課題となる。取組方針の中で、「顧客に最善の商品の提案」や「利益相反の管理」と述べている以上、当然、商品ラインナップについて相応の選別がなされ、販売の際に利益相反が起きないような態勢が構築されるべきであり、この点について重点的に検証する。
- 最後に、こうした取組方針の実践状況の管理検証にあたっては、本部リテール部門などの第1線の現場任せにせず、経営陣や2線・3線が、その進捗状況を管理検証する態勢の構築が必要である。
- 現在、仕組債が問題と認識しているが、以上で挙げた問題と同様の課題は、仕組債以外の既存の商品や、今後現れる新たな商品でもありうる。金融庁が問題視した特定分野についてのみ受動的に後から対応するのではなく、むしろ金融庁に先んじて自発的に改善を図っていただきたい。

16. フィッシング対策の強化について

- 金融機関を騙ったフィッシングサイトが複数立ち上がるなど、フィッシング攻撃が活発化しており、本年8月下旬以降、インターネットバンキングにおいてフィッシングによるものと推察される不正送金の被害が急増している。
- こうした状況を踏まえ、金融庁は、警察庁と連携し、ウェブサイトやTwitterにより、利用者に向けてフィッシングへの注意喚起（9月22日）を行うとともに、各金融機関に向けてフィッシング対策の強化を求める要請（9月30日）を行ったところ。
- 各金融機関においては、これまでもフィッシング対策の強化を推進して

きたものと承知しているが、フィッシングの手口がますます巧妙化している状況を踏まえ、改めて、自組織におけるフィッシング対策の有効性を点検のうえ、更なる強化に取り組んでいただきたい。

17. マネロン対策等に係る広報について

- 金融機関が継続的顧客管理を適切に実施していくためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であることから、金融庁においては、各業界団体との連名チラシの作成や、政府広報、オンライン広告の配信等を通じて、積極的に情報発信を行っている。
- 2022年3月にオンライン広告を配信し、金融庁のウェブサイトへのアクセスが増加するなど効果を確認できたため、2022年9月15日から再度、オンライン広告を実施している。効果的な配信に向けて各協会からいただいた意見も反映しているので、確認いただきたい。
- 金融庁では引き続き、継続的顧客管理に係る広報を積極的に進めていくので、各協会で行われているマネロンの広報活動で連携できるものがあれば、是非お声がけいただければ幸い。

18. マネロン対策等に関する半期フォローアップアンケートについて

- 各金融機関で進められているマネロンリスク管理態勢の整備状況について確認するため、昨年同様、各金融機関にフォローアップアンケートを送付した。
- 2024年3月末までの態勢整備の期限まで残り約1年半となっている。金融庁としては、各金融機関の取組状況を適切に把握したいと考えており、9月末時点の態勢整備状況について、回答に協力いただきたい。

19. 2022 事務年度金融行政方針の公表について（概要、サステナブルファイナンス）

- 2022 年 8 月 31 日、2022 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、毎年、事務年度のはじめに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするもの。
- 本方針についても、これまで同様、これを材料として、様々な対話を活発にしていきたいと考えており、今後、各地域で開催される予定の業務説明会にて説明や対話を行う予定である。それ以外にも、もし、本方針について説明してほしい、あるいは、本方針のこのテーマを議論したいといったニーズがあれば、声をかけていただきたい。
- 本方針の内容は、3 本柱で構成しており、
 - ・ 第一に、コロナやロシアのウクライナ侵略の影響により先行きが不透明となる中、金融機関による事業者支援の取組みやそのための能力向上を後押し、事業全体に対する担保制度等の環境整備を行うとともに、利用者目線に立った金融サービスの普及や金融機関の経営基盤の強化を促していくこと、
 - ・ 第二に、気候変動問題への対応、デジタル社会の実現、スタートアップ支援といった様々な社会課題解決を新たな成長へと繋げるために金融面での環境整備を行うとともに、年末に「資産所得倍増プラン」を策定することも踏まえ、「貯蓄から投資」へのシフトを進め、成長の果実が国民に広く還元される好循環を実現する施策を検討・実施すること、
 - ・ 第三に、内外の環境が大きく変化する中、職員の能力・資質の向上を図るとともに、国内外に対する政策発信力を強化すること、などを盛り込んだ。
- 本方針の内容の中から、今回は、サステナブルファイナンスの推進について、述べたい。
- このテーマについては、今回、下記の参考にある 5 点の取組みを今後の施策として盛り込んだが、特に、3 点について述べると、

- ・ 1つ目は、2050年カーボンニュートラルに向けた金融機関と企業の協働の促進である。このため、新たに検討会を設置し、移行計画の策定と着実な実践に資するよう、企業と金融機関の対話の活発化に向けた方策について議論を行う。
 - ・ 2つ目は、多様な投資家をインパクト投資へ呼び込み、サステナビリティの向上に向けた企業の取組を促すことである。これに向け、2020年より金融庁が共催している「インパクト投資に関する勉強会」を発展させた検討会を新たに設置し、投資のインパクトに関する計測手法について、その実務上の具体化等について議論を進める。
 - ・ 最後に、アセットオーナーにおける資産運用の高度化である。投資先企業の成長と受託財産の持続的拡大を図るため、アセットオーナーが、運用方針においてESG要素を如何に考慮していくかについて知見を高めることが重要であり、まずは、そうした運用を行う上でどの様な課題があるかについて、関係者と連携し、把握していく。
- このうち、1点目の検討会については、信用金庫が個々の顧客に寄り添って脱炭素支援を進めていただくことは、持続可能な地域社会の実現に繋がりと考えている。この点に関して参考になる事例や課題を明らかにし、課題に応じた具体的な方策や支援事業等を議論していくこととしている。
- 信用金庫業界においては、既に、地公体・地域事業者とのネットワーク等を活用して、中小企業の脱炭素化支援、再生可能エネルギー発電事業の促進といった観点から地域のグリーン化を進めていただいていると承知。こうした取組を通じて気づかれた具体的な課題について、この検討会なども含めて、様々な場面で、忌憚なく情報提供をいただきたい。

(参考) 2022 事務年度金融行政方針「サステナブルファイナンスの推進」の主な記載

(1) 開示の充実

- TCFD 開示の質と量の充実を促すとともに、有価証券報告書に、サステナビリティ情報を一体的に提供するための記載欄を新設
- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、SSBJ の法令上の位置づけ等について検討

(2) 市場機能の発揮

- アセットオーナー（年金基金等）に対し、投資先企業の成長の促進と自らの受託資産の持続的増大を両立するための課題等を把握
- 資産運用会社における態勢構築や開示の充実等を図るため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正
- ESG 評価・データ提供機関向けの行動規範（～9月5日まで市中協議）を最終化
- 日本取引所グループの ESG に関する情報プラットフォームの拡充
- GX 経済移行債（仮称）を含む GX 投資のための 10 年ロードマップの策定や GX リーグの稼働に向け、積極的に貢献
- カーボン・クレジット市場の整備に向け、取引の適切な価格形成を図る観点から金融機関が果たせる役割を検討

(3) 金融機関の機能発揮

- 2050 年カーボンニュートラルと統合的で科学的な根拠に基づく移行計画の策定と着実な実践に資するよう、検討会を設置し、企業と金融機関の対話と実践のためのガイダンス（仮称）を策定
- 地域金融機関による企業支援を推進
- 気候変動による事業影響を実務的に把握できる粒度のデータセットやその活用方法等について取りまとめ
- 自然災害リスクへの対応における保険の役割等について、各国監督当局と議論

(4) インパクトの評価

- 投資によるインパクトの実務的な計測手法等について、新たに検討会を設置し、年度末までに取りまとめるとともに、気候変動関連のインパクト評価の枠組み策定に向けて、関係省庁と連携を深め、クライメートテック企業に対する投資を円滑化

(5) 専門人材の育成等

- 金融関係団体等と連携し、サステナビリティに係る資格試験の創設等を推進するほか、ESG 投資に必要な知見・技能とそれを獲得する手段等（スキルマップ）を見える化。大学等における金融関係の講座や教材の提供等を検討
- 生物多様性も含めた自然資本について、国際的な議論、民間の動向把握を通じて金融への影響や金融の役割を考察

20. 10月G20財務大臣・中央銀行総裁会議への提出物について

- 2022年10月12・13日に米国・ワシントンDCにてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、会議終了後に議長総括が公表された。今後は11月半ばに首脳会議が開催される予定。
- 今回のG20では、金融分野における様々な論点（サステナブルファイナンス、ノンバンク金融仲介、クロスボーダー送金の改善、気候関連金融リスク、暗号資産、金融包摂、マネーロンダリング等）が議論された。G20への提出物のうち、本日はサステナブルファイナンスと暗号資産に関する報告書を紹介する。

<サステナブルファイナンス>

- サステナブルファイナンスに関し、
 - ・ G20サステナブルファイナンス作業部会が作成した「2022年G20サステナブルファイナンス報告書」、
 - ・ FSBが提出した「気候関連開示に関する進捗報告書」が提出された。

「2022年G20サステナブルファイナンス報告書」について

2050年ネットゼロ目標の達成に向け、排出削減が難しいセクターの着実な移行に向けたトランジションファイナンスの重要性が高まり、今や多くの国際会議で議論されている。

特に2022年のG20では、トランジション活動や投資を特定する手法、投資家への情報提供等に関する原則を定めた「トランジションファイナンスのための枠組み」が策定された。

また、2021年のCOP26を契機として、ネットゼロにコミットする金融機関も急増した。他方で、中小企業等の排出量見通しについて確たるデータの入手や多排出セクターの段階的移行（managed phase-out）に係る説明責任遂行の困難さも課題となっている。2022年のG20では、こうした論点を踏まえ、金融機関によるコミットメントの信頼性を強化するため、当局、国際ネット

ワーク、金融機関向けのハイレベルな勧告が策定された。今後も、各国事例の共有などにより、コミットメントの信頼性確保や実施段階における進捗を追跡する取組みのフォローなどが期待されている。

「気候関連開示に関する進捗報告書」について

気候関連開示に関する FSB の報告書では、

- ✓ 国際的な枠組みの策定や各国における取組みの進捗状況に加えて、
 - ✓ 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が策定する気候関連開示枠組みの実施にあたり各国が直面する課題
- について報告されている。

国際的な枠組みの策定については、ISSB が策定するサステナビリティ関連情報開示の枠組みを実施するにあたって、IAASB（国際監査・保証基準審議会）が保証の基準策定に着手しているほか、IESBA（国際会計士倫理基準審議会）が倫理規定等について改訂の作業に着手している。

<暗号資産>

- 暗号資産については、FSB から 3 つの報告書が提出され、会議後に公表された議長総括において、これらの議論が歓迎されている。
- FSB からの 3 つの報告書は、具体的には、
 - ・ 第一は、暗号資産に対する 9 つのハイレベルな規制監督上の勧告案に関する報告書であり、金融システム安定にリスクを及ぼす可能性のある全ての暗号資産関連の活動、発行者、サービス提供者に包括的に適用されるものである。
 - ・ 第二は、2020 年 10 月に公表された「グローバル・ステーブルコインの規制・監督・監視に関するハイレベル勧告」の見直しに関する報告書であり、本年前半の暗号資産市場の混乱等を踏まえ、償還請求権確保の強化などが図られている。
 - ・ 第三は、これら二つの勧告案の位置づけや、今後の FSB の作業方針に関する報告書である。FSB は、暗号資産及びグローバル・ステーブルコインに対する勧告を来年夏までに最終化させ、その後は 2025 年末までに各法

域での実施状況のレビューを行う予定である。

- 国際的な議論を受け、既に米国や欧州等では規制枠組みの整備に向けた動きが本格化しており、今後、FSB の勧告をいかにグローバルに実施していくかについて、議論が深まっていくものと考えている。

(以 上)